平成２４年（フ）第３６１号
大阪市大正区鶴町１丁目15番18号
債務者　大和　章義
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９号
大阪市中央区島之内２丁目９番15―401号
債務者　金　　淑子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２号
大阪市大正区千島２丁目４番２―224号
債務者　孫　　光美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２号
大阪市生野区巽北３丁目13番１―202号
債務者　清水　保子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５号
大阪市生野区小路東４丁目16番30号
債務者　白濵　令子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９号
大阪市淀川区西三国１丁目29番２―301号
債務者　山内　倫子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０号
大阪市城東区諏訪２丁目８番23号、前住所大阪市鶴見区今津中１丁目９番27号
債務者　岩本美智子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５号
大阪府東大阪市吉田４丁目３番18号
債務者　笠原由香理（旧姓武本）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７号
大阪府池田市豊島南１丁目11番17号　ポルテボヌールＢ―103
債務者　東野　公哉
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６号
大阪市浪速区下寺１丁目３番４―702号
債務者　伊庭　絵里（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４７号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番９―306号
債務者　木村　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５５号
大阪府八尾市植松町４丁目５番18号　大東スペースマンション306号
債務者　武谷　　学
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５６号
大阪府池田市神田１丁目６番３号
債務者　海老原健次
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９４号
大阪府豊中市立花町２丁目１番20号
債務者　釋　ちひろ
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０６号
大阪市淀川区塚本１丁目19番26号　プレジデントきたやま801号
債務者　竹藤　由美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０８号
大阪市阿倍野区天王寺町北２―31―９グループホームＡＢＥＮＯ、住民票上の住所大阪市阿倍野区昭和町５丁目10番６号
債務者　藤堂　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４６号
大阪市阿倍野区美章園２丁目20番６号　三浦ハイツ２階西号
債務者　吉川　孟史
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部